平成２２年（フ）第１１４号
千葉県船橋市西習志野４丁目３番23号
債務者　小宮　隆子（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２０号
千葉市緑区越智町1700番地32
債務者　杉浦　啓也
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３８号
千葉県市川市市川２丁目10番10号
債務者　出山　光明
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５０号
愛知県春日井市知多町１丁目78番地　コーポ勇助山201号
債務者　尾崎　幸則
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３９３号
愛知県一宮市朝日１丁目１番11号　エスポアールモーリＡ203号
債務者　伊藤　洋子（旧姓菊谷）
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７４０号
愛知県豊田市美里１丁目９番地４
債務者　久野　慶明
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第７４１号
愛知県豊田市美里１丁目９番地４
債務者　久野きみ子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６５６号
群馬県前橋市龍蔵寺町308番地５　パラシオン都丸Ｂ―102号
債務者　矢野　雄二
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２２号
群馬県伊勢崎市除ヶ町294番地１　小此木荘Ａ
債務者　小林　純子（旧姓速水・鏑木）
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２３号
群馬県前橋市茂木町39番地９　ラビットハウス201号
債務者　佐藤恵美子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２５号
群馬県前橋市国領町１丁目11番27―305号　サーパス国領
債務者　鑓田　理恵（旧姓宮川）
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５０号
群馬県伊勢崎市今泉町１丁目1087番地１　グランデュールⅡ110
債務者　木場　章子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６４号
群馬県前橋市若宮町４丁目19番17―202号　アイエスエー
債務者　清水　美保
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６９号
群馬県伊勢崎市富塚町220番地21　協栄マンション405
債務者　高野　昭雄
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第７５号
群馬県伊勢崎市昭和町1883―２　マンショングレイス602号室、住民票上の住所群馬県伊勢崎市華蔵寺町28番地50
債務者　椎名　一己
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第８２号
群馬県伊勢崎市曲沢町750番地43　メイプルイーストタウンＬ
債務者　須藤　健太
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第８３号
群馬県佐波郡玉村町大字箱石380番地17
債務者　児玉　法幸
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第８６号
群馬県前橋市朝日町３丁目33番12―101号
債務者　福島　広子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
前橋地方裁判所